

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2016年2月1日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 064-0806

住所

札幌市中央区南6条西11丁目1284番地4
高砂サニーハイツ401

電話番号 011-522-9772

評価機関名 特定非営利活動法人
福祉サービス評価機構Kネット

認証番号 北海道 第15-002号

代表者氏名 理事長 吉村 信義



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	吉村 信義	総合	1
	(2)	村中 博	総合	141
	(3)	小野寺 さゆみ	総合	116
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	さっぽろ夢保育園			
設置者名称	社会福祉法人 夢工房			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2015年6月9日	～	2016年2月1日	
利用者調査実施時期	2015年11月1日	～	2016年1月19日	
訪問調査日	2015年11月26日			
評価合議日	2016年1月25日			
評価結果報告日	2016年2月1日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 社会福祉法人 夢工房

代表者氏名: 理事長 黒石 誠

所在地: 〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号

TEL 0797-23-9610

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

別紙のとおり

◇改善を求められる点

別紙のとおり

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を職員全員で取り組む中で、自分達の取り組みを改めて見直す機会になった。その中で、新たな気付きがあった。自己評価や実際の聞き取り調査、施設点検等一連のプロセスを通して、今までに気付かなかった点が明確になり、当たり前と思っていた事が実は素晴らしいことと再認識できたり、良い点はのびし、改善が必要な事は早期に対応する等、やるべきことが明確になった。先生達一人一人の意識も高まった。そのことを踏まえて新しい目標を掲げて、より安心と信頼のおける施設として積極的な姿勢を打ち出していきたい。
第三者評価を受けて大変良かったと感じている。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

さっぽろ夢保育園 総 評

特に評価の高い点

1) 法人全体の活動目標と園組織の活性化について

法人には外部・内部監査の体制があり、外部を含む複数要員により監査点検項目を示して、定期的に巡回内部監査を実施し、監査実施報告書を理事会に提出しています。園はこの点検項目に準じて活動目標を決め、園運営の統治能力・透明性・説明責任を示し、組織の活性化を図っています。法人本部との運営方針を共有していることを評価します。

2) 職員の研修計画の明確化と資質向上について

職員研修計画のねらいは 1) 資質向上と専門性の強化 2) 保育サービスの充実強化に置いています。その形態は ①OJT（日常業務を通じた従業員教育）②OFFJT（職場外訓練）③自己啓発 があり、それを軸に各職位に応じた研修項目・機会・方法を示し、かつ各職位に求める職員像、研修内容と配慮事項などを明文化しています。

研修内容を各職位に応じ「何を、いかに、どうする・どうあるべきか」を個別的に具体化して、職位間相互の共通理解を図り、園運営の実践に活かしていることを評価します。

3) 卒園後を見据えた保育と人材の確保について

卒園後の生活能力、自主性、興味と表現、食育など児童の心身の発達に応じた取り組みに対応するには、人材の確保が重要です。園では、幼稚園教諭有資格の保育士が多く、複数栄養士がいることなど多様な人材により保育実践を行っていることを評価します。

4) 安全・安心な福祉サービス提供の組織的な取り組みについて

事故発生対応・感染症予防のマニュアルを定め、職員会議ではヒヤリハット・事件事項を職員の自由な提案と協議で改善、再発防止策を図り、安心・安全体制を整えています。また、乳幼児突然死症候群防止、園施設、機器、玩具、温・湿度の管理、危険個所、不審者の侵入、食物アレルギーの安全性、非常時情報配信等の安全管理、安全衛生教育などについて、組織的に取り組んでいることを評価します。

5) 食育の重視と生きる力の育成について

食育計画を作成し、「園のしおり」に献立内容、使用食材、特別食、食環境な

どの重要性を記載し保護者に理解を求めています。給食で必要な栄養を摂ると共に、食育体験の機会を設け、園児が自分で食べられる量を取り分けるバイキング形式の給食や食器も陶器製を使用するなどマナーや丁寧な扱いを学んでいます。保護者も共に参加するクッキング保育で、魚の解体を行い命の大切さや野菜栽培で自然の営みや感謝の気持ちを育んでいます。食育を重視していることを評価します。

改善を求められる点

1) 苦情解決対応等に係る公的相談機関の明示について

保育園のしおりには、①苦情窓口の明確化と責任者（受付・主任保育士と解決責任者・園長）の明示 ②第三者委員の設定と連絡方法の明示 ③苦情受付の体制と報告、確認の手続き方法を具体化（意見箱・保護者アンケート聴取）し、分かりやすく説明して理解を得ています。なお、市行政の相談センターや北海道福祉サービス適正化委員会等の相談窓口の周知方法の対応については、訪問調査時の指摘に対し、即応して改善を図っているので成果を期待します。

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 27 年 6 月 10 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 夢工房		
事業所名 (施設名)	さっぽろ夢保育園	事業種別	保育所
所在地	〒 007-0836 札幌市東区北36条東17丁目1番30号		
電話	011-783-9614		
FAX	011-789-9614		
E-mail	yumekoubou@yumekoubou.or.jp		
URL	www.yumekoubou.or.jp/hoiku/		
施設長氏名	温泉 美智子		
調査対応ご担当者	温泉 美智子 (所属、職名：園長)		
利用定員	120名	開設年	平成 21 年 4 月 1 日
<p>理念・基本方針：</p> <p>(保育理念) 子どもの最善の利益を考慮し、利用者主体を根幹に、行政・地域・保育園の緊密な連携を強化し、地域の子育て支援事業の核となる。</p> <p>(保育方針) 「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。」見るもの、聞くものに好奇心を誘発され、人に認められ、褒められ、喜ばれることにより、自分自身が生きている意味を子どもなりに感じたり、愛情をたくさん注がれた「人間」の生きる力の大きさを大切にできる保育と、人から守られるだけでなく自立していく過程で、困難なことや悲しいことに立ち向かう勇気を気力を育てていくために、成長過程で課題を解決しようとする自立意欲を助長し、それを実践できる機会を大切に考えられる保育を目指す。</p> <p>(保育目標) ・他人の気持ちがわかる子ども ・自分らしく生きる子ども ・感性豊かな子ども</p>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイキング給食・食育、クッキング・食フェア・菜園活動・姉妹園交流(5歳児)・体操教室 ・英語教室(5歳児) 			
開所時間 (通所施設のみ)	7:00~19:00		

【当該事業に併設して行っている事業】

【利用者の状況に関する事項】（平成27年5月1日現在）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
4名	10名	20名	27名	24名	21名
5歳児	6歳児	合 計			
26名	1名	133名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成27年5月1日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	29名	1名	名	名	名
非常勤	3名	名	1名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	25名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	3名	名	名	名	名
非常勤	名	名	1名	名	1名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	25名 (名)
幼稚園教諭	22名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積				m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(3) 建築年	昭和			年
(4) 改築年	平成			年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	894.6			m ²
(2) 園庭面積	394.2			m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。				
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(4) 建築年	平成	21		年
(5) 改築年	平成			年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）				
(2) 建物面積				m ²
(3) 敷地面積				m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(5) 建築年	昭和			年
(6) 改築年	平成			年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 26 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

5 人

・ボランティアの業務

- ・子ども達と遊ぶ。（子どもの成長過程を学ぶため）
- ・保育補助（保育士の仕事を学ぶため）
- ・調理業務（保育園での栄養士の仕事を学ぶため）

【実習生の受け入れ】

・平成 26 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 25 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・登、降園時に保護者と会話し、直接、要望や意見を聞くようにしている。
- ・0歳児、1歳児クラスは全員連絡帳を活用・2歳児～5歳児クラスは希望される保護者と連絡帳を活用
- ・意見箱（やぎさんポスト）を設置し、要望、意見を受け付けている。
- ・保護者参加の行事では、アンケートを依頼、集計を行い、その後、職員会議にて話し合い、次年度に活かしている。・意見や苦情があった場合は、苦情内容と回答を掲示している。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

社会福祉法人 夢工房

さっぽろ夢保育園

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	基本理念は児童憲章・児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を考慮し行政・地域・保育園相互の密接な連携を強化し、地域子育て支援事業の核となることと明文化している。保育方針は、可能性豊かな子どもが現在をたくましく生き、未来の基礎力を培うことと明文化している。園のしおりに保育方針・目標・ねらいなどを具体的に記載し、入園時に説明し、職員には職員会議などで周知されている。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	開設6年目をむかえ、行政情報・地域ニーズ・保護者の意向等を把握して、多様な保育の受け入れ体制の強化を図っている。また月次の就園・収支状況等を詳細な点検表に基づき確認して、経営分析を行っている。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	保育課程・日々の保育・行事・食育・保健衛生・安全管理・保護者連携等の経営課題は、前年度の引き継ぎ課題と共に月次組織を挙げて点検している。月次の点検のうえに、四半期には本部の内・外部監査を得て、業務・経営の課題改善に努めている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	中期計画（23～27年）は財務計画、認定こども園対応の保育システム研究、待機児童への地域対応計画、多様化する保育形態対応計画、人材確保と人材雇用体制を計画している。また、安心と安全、質的向上の事業展開（リスクマネジメントの強化、レクの活性化等）の運営指針の重点を明示している。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	中期計画に基づく今年度の計画は、①人材確保 ②幹部候補職員の研修強化 ③安心・安全等リスクマネジメント強化 ④やりがいある職場環境の構築企画・立案 ⑤運営可能な人材養成などを、具体的な計画として策定されている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	法人は、中長期・短期計画の重要事項を月例の園長会で示達している。園では基本計画に基づき、月例の役職等会議、週例の職員会議、月2度の乳・幼児会議、栄養・調理師会議等を通じ、事業目標の徹底を図り、各職位に応じた業務を定例に点検・確認し、解決課題を明かにして、職員相互の理解を図っている。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	園のしおり（重要事項説明書）は、全ての保護者に保育理念、目標、年齢別のねらい（保育課程）等、運営の基本計画事項を明示している。これに伴う食育・行事・衛生等の実践計画を、年齢別の月例だよりや定例の保護者懇談会で周知や意向調査を図り、保護者の意向・要望を運営に活かしている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に進められ、機能している。	a	年度の研修計画のねらいは、専門的資質向上と保育サービスの充実にある。研修内容はOJT（現場研修）、OFFJT（園外研修）、自己啓発の3つを軸に、職位・保育班・個別の各研修計画を組織的に取り組んでいる。定期的に職位・班別等の会議を開催して、各自・各班が成果の検証と課題を明示し、見直し・改善を図っている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	職員会議は、定例に児童の各担当班別、栄養・調理、役職位別、役職者等で開催している。改善課題や問題点は課題に応じ、時期を示して解決を図り、その成果を年度内の事業の執行過程で活かしている。あるいは次年度等の改善事項に繋ぎ、計画化するよう努めている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	業務分掌は、管理運営規程で園長・主任等の責務を明文化している。園長・主任は年間事業計画の作成をはじめ、定例の職位に基づく職員会議等で運営の基本事項や改善点を示唆し、その役割や責務を各職位の職員に明らかにして、組織の活性化に努めている。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	社会福祉法・児童福祉法・消費者保護関連法に準じ、園長は園運営に関し、保育指針・教育要領、労働・保健衛生・防災害・苦情・守秘義務等の法令遵守に関わる。各職位の分担を明らかにすると共に、組織的な共通理解を図り、運営の万全を期している。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	法人運営規程は、①教育・保育の質の評価につき、自己評価の徹底 ②保育記録の整備 ③改善課題の抽出とその解決 ④第三者評価と公表等を明示している。園長・主任は、評価の資料整備、諸会議等での解決課題の明示と改善に取り組み、併せて各職員の人事考課の過程で資質向上に向けて指導している。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	運営規程は、利用者負担等費用の種類を明示。園長・主任は、園経営の基礎的条件と園児の入退園の動向等を把握して、保育課程実践の解決課題を定例職員会議で明らかにしている。その対応策を示して、保育全課程の職員相互の意欲向上と保育の質的向上に努めている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人は、全国から優秀な資質・資格の人材確保や、採用方法を用いて人材確保と定着を図っている。園はこの方針に沿い、該年度の研修計画を編成し、人材の育成を実施している。併せて、職員の主体性を生かす自己目標と実施結果後の評価の基準を明文化した人事考課を行って、職務の意欲づけや人材の確保・定着への具体的で計画的な取り組みを行っている。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人理念や方針のもと、全職位の共通評価要素と評価基準を明示した人事考課を行っている。職員は一次評価・二次評価を受け、結果評価表を提示されている。法人本部は、それらの成果を法人全体での昇進・昇格等に活かす人事管理を組織的に進めている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a 法人は中期計画に人材確保と雇用体制充実・定着を重点に示している。この計画に従い、園長・主任が中心となり、各職位の就業状況(有給・疾病休暇・超勤等の稼働状況)を把握している。相談対応では、臨床心理士の巡回相談体制、人事考課過程での面談を含み、園長・主任・副主任とともに意向把握に努め、職員の意欲・資質向上と生活課題の両面での職場づくりに取り組んでいる。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a 研修基本計画は、自己啓発・OJT・OFFJTを軸に編成し、主なねらいは個々の専門性ある資質の強化と保育サービスの質的向上にある。個々の研修目的の形態に応じた意義と機会・方法を明示して、具体的な研修を実施し、研修の成果報告と目標達成度の評価をしている。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a 園は理念・基本方針・保育目標・保育者像に基づき、職員個々の資質・専門性の向上を目的に、職位に応じた、OJT・OFFJT・自己啓発の3つを軸に当該年度研修基本計画を策定している。年度末には研修成果を検証し、取組課題の見直しや新たな課題を検討して、次年度に引き継いでいる。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 個別的研修の機会は、前述の研修の場でOJT・OFFJT・自己啓発の3つを基軸に構成している。また、職位に応じ、組織的連携の下に研修を編成し、個々の資質・専門性(知識・技術・経験・資格等)の向上を目標に参加の機会を確保し、結果を評価して個々の資質向上に活かしている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の福祉サービスに係る専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取り組みをしている	a 実習生受け入れは、職務分掌に関する基本事項を明示し、実習のしおりと実習校との覚書による連携の下に実施している。担当者は実習生へのオリエンテーション・プログラムの展開過程など、実習が効果・効率的に実施できるよう、内部組織の分担・指導・評価方法を明示し、指導をしている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	運営の透明性は法旨に準じ、ホームページで法人の事業理念・基本方針・業務内容・事業計画・事業報告・予算・決算等を公開している。また地域福祉活動への取り組み、第三者評価結果、苦情・相談体制と対応を公表している。園内活動は園のしおり、行事・食育等の活動状況を写真、パンフレット、便りで公開し、理解を促している。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	児童福祉法第46条に準じ、内部監査を法人役員・他園の役職者、外部の税理士を含む監査チームでチェックシートに基づき、会計収支、人事労務、施設事業運営管理、サービスの質の向上等を点検・確認して報告書を理事会に提出、かつ、第三者の外部監査を得て運営の適正化に努めている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	保育事業の基本に地域育児活動(子育て・相談支援、保育所体験・世代間交流事業、子育てサロン・各種講座開催等)を明記して、組織的な取り組みをしている。活動は町内会・自治会との行事企画と運営の参加・子育て活動と相談支援・中学生職業体験・高齢者との交流などで、多様な取り組みを行っている。

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受け入れ体制（対応窓口、支援方法や活動意図等の研修）を整えている。中学校の職業体験や実習生の受け入れを通じた保育・行事での奉仕対応や、保護者の行事等での協力体制を整えて、奉仕活動を計画化している。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	児童相談所等の相談機関・関連福祉行政機関、幼・保・小学校等、札幌市区内の公・私園長会等で、社会資源との活動と連携を図っている。また、この社会資源を明示して、その活動の意義と実際に職員に周知している。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	地域育児活動を保育活動の基本事業の一つとして明記し、多様な子育て支援活動と共に、園庭・プールの開放、育児講座、地域行事の企画・参加、親子クッキング等の企画等で、園の保育機能を活かしている。
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	園の地域にむけた保育事業は、専門性を地域社会に活かし、活動の理解を得ることにある。園では保護者との定例の懇談会や町内会・自治会等の交流などで、地域ニーズを把握している。小・中学生との交流や高齢者の世代間交流、子育て等の相談事業、園庭開放等の活動が行われている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念に子どもの最善の利益を謳い、全職員が理解のもと、保育課程・指導計画を作成している。職員は人権擁護に関する内部・外部の研修に出席し、報告会で共通認識となるよう努めている。
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	子どもの人格尊重、人権擁護を表明した「夢保育園の誓い」のもと、プライバシー配慮事項・個人情報の取り扱い・児童虐待防止等のマニュアルを整備し、職員共通理解のうえ保育サービスの提供を行っている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	園のパンフレット、しおりを整備し配布している。市の広報誌掲載、年間を通じた見学の受け付け、ホームページには概要・年間行事、保育の様子、園舎・施設、月毎の子供たちの様子などを写真を交え、分かり易く詳細に紹介している。また、プール開放、夏祭り、造形展、離乳食講座の開催など、地域の人々の理解を深める取り組みに力を入れている。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービス開始時には、園のしおりをもとに年齢別保育のねらい、園の保育理念・方針、年間行事、1日の過ごし方、延長保育、個人情報の取り扱い、苦情解決体制等、保護者に対して詳細な説明を行い、同意を得ている。クラス懇談会などでは手紙を添えるなど、細かな配慮が見られる。進級にあたっても説明会を設け、同意を得ている。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	卒園・退園者には、園のしおりを用いて口頭で説明を行っており、相談方法や担当者を記載した文書を交付している。転園時は、必要に応じて経過記録、児童保育要録を郵送し、口頭でも連絡している。転園してきた場合は、懇談記録用紙に集団生活の有無、集団生活場所の記録欄があり、必要に応じて連絡を取っている。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a 子育て相談、クラス懇談会、個人懇談会、意見箱（ヤギさんポスト）の設置、行事ごとのアンケート調査、連絡帳等子どもの発達状況に応じた保護者の満足を図る取り組みを行っており、出された意見・要望等については園日より、掲示、ホームページにより公表している。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 苦情解決規程を作成し、苦情対応体制を整備している。苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員を選任し、園内に掲示するとともに園のしおりに掲載し、説明・周知を図っている。苦情の対応には、園日よりで内容の公表と回答の配布、園内掲示、ホームページで情報開示を行っている。なお、公的な第三者苦情対応機関があることの周知、及び地元で相談できる第三者委員の選任を期待したい。
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a 玄関に、意見箱として親しみやすい大きなヤギを模った「ヤギさんポスト」を設置し、抵抗感なく意見が出せるよう配慮している。また、玄関に担当保育士の顔写真を掲示、事務所をオープンにして、声掛けしやすい雰囲気づくりに努めている。送迎時には職員が保護者へ声掛けをするなど、保護者と話しやすい雰囲気づくりをしている。行事ごとにアンケートを取り保護者が意見を述べやすい環境に努めている。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a 利用者からの相談や意見は、マニュアルに基づき主任・園長の下にクラス会議、職員会議で検討し、解決課題に対して迅速な回答と職員間での共有化を図っている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a 事故発生時の対応マニュアルがあり、園長は責任者として職員に周知を図っている。ヒヤリハット報告書や事故報告書を基に職員会議で話し合い、要因分析や改善策、再発防止策を検討し、未然防止に努めている。園施設・機器・玩具の毎日点検、不審者対応、交通安全教室、散歩マップによる危険個所の事前把握など、安全衛生推進者を配置して、リスク対策を講じている。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 感染症予防マニュアルがあり、園長を責任者として流行する感染症対応を会議で話し合っている。感染症の登園基準（インフルエンザ他、20病名記載）を園のしおりに記載し、保健だよりによる注意の呼びかけ、感染症発生時は玄関に人数報告を掲示する等、保護者への情報提供も適切に行っている。また、室温・湿度をチェックし、空気清浄機、加湿器使用により適切な温湿度を保っている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a 消防署の協力のもと、火災やその他の天災を想定した避難訓練を毎月行い、年に一度は災害時の引き渡し訓練も交えている。災害時の対応は園のしおりに記載し、保護者に説明・周知している。突発的な事象が発生した時などは、園から保護者へ携帯電話やパソコンのメールによる情報配信を行っている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	保育理念、保育方針に沿った保育課程に基づき、指導計画を作成し毎月の月間指導計画・週案を作成して、計画に沿ってサービス提供が行われている。なお、実践にあたっては個々の子どもの発達にそった個別配慮欄を設けて、保育が画一的にならないよう配慮している。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保育課程は、年度末に定期的に会議を設け見直しを行っている。月間指導計画や週案は職員の意見を取り入れ、日々見直しを行い、保育日誌に記録している。保育行事については、アンケート調査による保護者からの意見を取り入れながら、職員会議などで見直しを行っている。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a 入所時のアセスメントで記録する、生活の様子等の児童票、生活習慣・あそびなどの保育経過記録や保育日誌をもとに発達情報を加え、個別的な指導計画を立て、会議で検討・周知している。また、留意すべき児童のアセスメントやサービス実施計画の作成には、札幌市巡回相談、療育専門機関や法人本部の相談機関と連携のうえ、行っている。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a 個人懇談会、クラス懇談会、連絡ノートで把握した保護者の意向を踏まえ、クラス会議で検討し、定期的に指導計画の見直しを行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 法人統一の様式を使用し、記載している。保育日誌は、3歳児以上はグループでの配慮・省察を中心に個人欄を設け、1、2歳児は個人ごとに、0歳児は家庭との連携のうえ、時間ごとの様子・省察を記載するなど、成長の過程に合わせた記録の工夫を行っている。子どもの発達や健康状況については、職員会議、ケース会議で周知・記録している。記載にあたっては、記載要領の研修により、統一化が図られている。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a 個人情報管理規定のもと、園長を責任者として管理体制を確立している。個人情報の取り扱いを園のしおりに明記し、保護者に説明するとともに、職員には子どもや保護者に関する個人情報は、すべて守秘義務情報としての他の保護者の目に触れない、園から持ち出さない等、適正管理に努めている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	法人理念があり、保育課程は栄東地区の情報や保護者の希望を踏まえ職員が参加し、作成している。保育士は幼稚園教諭の資格保有率が高く、福祉と教育の視点を踏まえている。保育の全体像や子供の心身の発達等を共有できるよう、保護者説明会で周知している。保護者との毎日の情報交換によって、子どもの成長を把握し、毎月のクラス会議でも検討している。
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	乳児保育は母乳の希望に応じるなど、保護者の希望や育児の不安に応えながら行っている。施設安全チェックリストがあり、責任者を定め、定期的に確認を行っている。清潔で明るい園舎で、個別指導計画に従って実施している。
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	職員は担当制で、愛着や信頼関係を大切にし、見守られているという安心感を感じ、徐々に一人の世界や興味の幅を広げていけるようにしている。手作りの遊具や手先を使った細かい作業に興味を持てるよう、四季折々の自然に、五感で触れながら過ごせるようにしている。
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	子供の考える力を養い、子供同士の関係の調整や問題解決を、遊びや生活を通して育んでいる。担当職員が子供の興味のあることを展開していけるよう生活の中で、大人の真似「ごっこ遊び」ができるよう遊具を制作している。
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	幼・保・小との連携推進協議会で連携を行っており、小学校に就学した際に身に付けておく能力や、ルールについて情報を把握している。保護者から、子どもに身に付けてほしい習慣などを聴取し、保育計画に取り入れている。

1-（2） 環境を通して行う保育		
A-1-（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	a	子供の発達段階に応じた少人数担当制や、木のぬくもりの感じられる園舎は、窓から園庭が見渡すことができる。外の様子や他の年齢の子供たちの活動を感じるができるため、その時子供たちが行いたい活動を行うことができるよう配慮されている。
A-1-（2）-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	トイレなどは異年齢で一緒に使用するなど、年長の子どもを見て、生活習慣をまねて覚えていけるようにしている。また、異年齢保育を行っており、子ども同士で刺激を受け、成長できるように取り組んでいる。
A-1-（2）-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	子どもが興味のあることを、保育士が会話の中から汲み取り、戸外活動や遊具の制作を行っている。いろいろな素材やパーツを組み合わせて遊ぶものや、物語の世界を題材にして、子どもたちが粘土などで自由に創造するものなど、バランスよく取り入れている。
A-1-（2）-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	園外散歩や畑での野菜栽培、泥遊びなどを行っている。玄関にはビオトープがあり、身近な昆虫等の飼育や園庭でみられる昆虫などの写真による紹介がある。異年齢活動としてどろんこ遊びを実施し、自然に触れることで集中力や忍耐力、驚きや発見を楽しんでいる。
A-1-（2）-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	ネイティブの英語に触れる機会や、絵本を読んでもらい、集団で絵本の世界をモチーフにした作品を制作するなど、子供たちが興味を持って取り組めるものに発展させるよう、促している。子供たちのイメージーションを形にする力をサポートできるよう、職員も研修でテーマを決めて取り組んでいる。子供たちの作品は「造形展」として、保護者にも披露している。
1-（3） 職員の資質向上		
A-1-（3）-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	毎年度、個別の目標設定申告書を作成し、振り返りと目標を明確化している。人事考課制度があり、質の高い保育の実現に向け取り組んでいる。法人として独自の資格認定制度があり、公的資格取得後に、さらに知識と技術を高めていくよう目標が設定されている。

A-2 子どもの生活と発達

2-（1） 生活と発達の連続性		
A-2-（1）-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	入園児面談を実施し、保護者からの情報をまとめている。子ども自身の多様な価値観を大切に、保育日誌や経過記録を作成し、職員が共有している。子どもの得意なこと、好きなことを通じて認められたり、自信を付けていけるよう取り組んでいる。
A-2-（1）-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	職員は「障がい」を学ぶ機会を持ち、臨床心理士の巡回訪問がある。個別支援計画を作成し、保護者と協議して、必要に応じて専門機関の助言を受け、発達支援を行っている。子どもの得意な分野で自信につなげる支援に努めている。
A-2-（1）-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	各クラスで、長時間保育を実施する場合の目標を毎月定めている。延長保育はランチルームで行っているが、子どもの年齢や疲労などの状況に応じて、ゆったり休める別室で実施する場合もある。
2-（2） 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-（2）-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	健康管理マニュアルや保健計画を作成している。児童票や健康診断表で健康状態を記録している。子どもの感染症などは掲示板で知らせている。朝の視診時に保護者から当日の体調などを確認し、食事や休息などに配慮している。子どもの体調により昼食の内容を変更したり、静養室がある。
A-2-（2）-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	ランチルームで、一人ひとりが自分の食べられる量を盛り付けるバイキングを実施している。クラスごとに食育を行い、野菜栽培やピザ作り、鮭の解体など、子どもが参加でき、楽しみとなる企画を充実させている。

<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもから直接食事についての感想を聞き取り、嗜好を把握している。栄養会議は、栄養士と各クラス担任で行っている。食器も陶器製のものを使うなど、食べるという行為全般について検討と評価、改善を重ねている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断と歯科健診の結果は、職員間で情報を共有し、保護者には健康手帳に記載して報告している。診断の結果を踏まえ、歯磨きなどの生活習慣の確立につなげたり、手洗いうがいなどを行っている。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギーの対応として医師の指示がある場合は、保護者と連携を取り、除去食や対応食の提供を行っている。調理時、提供時に食材の確認を行い個別のトレイや名札をつけ、確認している。エビペン(アレルギーによる全身性アレルギー症状に対する緊急補助治療医薬品)研修を受講している。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>食事部門は直営で行っており、栄養士3名(うち管理栄養士2名)が在籍している。衛生管理マニュアルを整備し、大量調理施設管理マニュアルに沿い、調理場・水周りなど毎日点検し、衛生管理が適切に実施されている。食中毒発生時対応マニュアルを整備し、職員研修を実施して対応方法を確認している。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画に沿って、毎月献立表の配布を行っている。食事の際の悩みを保護者から聞き、アドバイスを行い、計画的な離乳食講座や「食フェア」と題した親子クッキングを実施している。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時に家庭の状況を聞き、児童票に記録している。0～1歳までは毎日連絡ノートに記載し、2歳からは「Today's Memory」で一日の保育の様子を掲示している。また、朝夕の送迎時に、日常的な情報交換を行っている。その日の食事の様子などもモニターに映し出し、知らせている。また、保護者の個別の相談に応じている。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>登園時やお迎え時の保護者との会話を大切に、クラス懇談会も年2回から3回に増やしている。保護者参加の親子クッキングや生活発表会、造形展などを行い、取り組みを知ってもらい、保育士だけでなく多くの職員との信頼関係も深めている。</p>
<p>A-3-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>虐待の対応マニュアルを整備し、会議や研修で学習している。登園時の親子の様子などに気を配り、子育ての悩みなどにも配慮し、防止に努めている。虐待の疑いなどを発見した場合は速やかに園長に報告し、関係機関に通報して連携を取っている。</p>